1 2, 2, 16

訴 趣 被告人 意 書

廣

野

秀

樹

控

1, ,

右の者 に対する傷害被告事件に つ V τ の 控訴の趣意は、 左配のと おりで ある。

右弁護

人

小

秀

平成一二年二月1六日

名古屋高等裁判所

金沢支部

御中

原判決は、 被告 人を懲 役一 年八月に 処するとしたが、 右判決は次に述べる事情に

と重きに失し、 刑が不当であるので、 破棄を求める (刑訴法三八一条)。

んだもの と話 で あり、 合い 科と を 時的な感情によるもので、 てい 2 て V たところ、 る刑事 裁判に対する不満を持っ 被害者の言葉に思わずカ 計画的な犯行ではない。 て お ツとなっ ŋ て暴力に のことで

反省状況

被告人は、 本件を深く反省し、 捜査段階から事実関係を素直に認めて έţ り、 反

省悔悟 の情は顕著で あ る。

再犯 の可能性

家 族 能都 の 監 町 一督が で母親と一 期 待できることを考えれば、 緒に生活することを約束し 再犯 の ており、 おそれ は全くないと言え被告人の反省状況

四 の

被告人が た控訴趣意書 (表題は弁護趣意 の ع おりで

五 とめ

> 平成12年~月23日 本審脳本を検察官 裁判所皆配官

これは抄本である 令和6年2月14日 金沢地方検察庁検察事務官

